**「パートナーシップ構築宣言」のひな形**

　当社は、情報サービス・ソフトウェア産業における取引に関わるステークホルダ（大元の発注者、元請事業者、下請事業者 等）が、価値を共有し、連携することで、各自が自律・成長するための新たなパートナーシップ構築を目指し、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. **取引に関わるステークホルダにおける規模・系列等を越えた新たな連携**

重層的な多重構造から自らの強みが発揮できるような取引上のプラットフォームの構築・利活用を推進し、企業間連携（オープンイノベーション）により、社会課題解決のために価値を提供していきます。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お互いのテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定のポリシーを尊重し、助言・支援を進めます。

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

a.企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援　等）

b.IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援　等）

c.専門人材マッチング

1. **「振興基準」の遵守**

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

　※下記①～⑤の取組内容は、「振興基準」（取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等）を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。

　※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

**①価格決定方法**

　　不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

**➁知的財産・ノウハウ**

　　片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

**➂働き方改革等に伴うしわ寄せ**

　　取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

**３．その他（任意記載）**

（例）我々は、社会インフラ事業者として、情報基盤を安定的に稼働することにより、社会機能及び企業活動の継続性を確保していくという重要な使命を担っており、お互いを尊重し、お互いを信頼し、アフターコロナの世界を共に築いていきます。

○年○月○日

企　業　名　　　　　　　役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

　・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

　・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。